

平成27年度予算の概要

内閣府
子ども・子育て本部

平成27年度の社会保障の充実・安定化について

消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。

社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成27年度の増収額

8.2兆円については、

まず基礎年金国庫負担割合2分の1に3兆円を向け、
残額を満年度時の

- ・「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と
- ・「後代への負担のつけ回しの軽減」

の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

27年度消費税増収分の内訳

《増収額計：8.2兆円》

基礎年金国庫負担割合2分の1

（平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む）

3兆円

社会保障の充実

- ・子ども・子育て支援の充実
- ・医療・介護の充実
- ・年金制度の改善

1.35兆円

消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

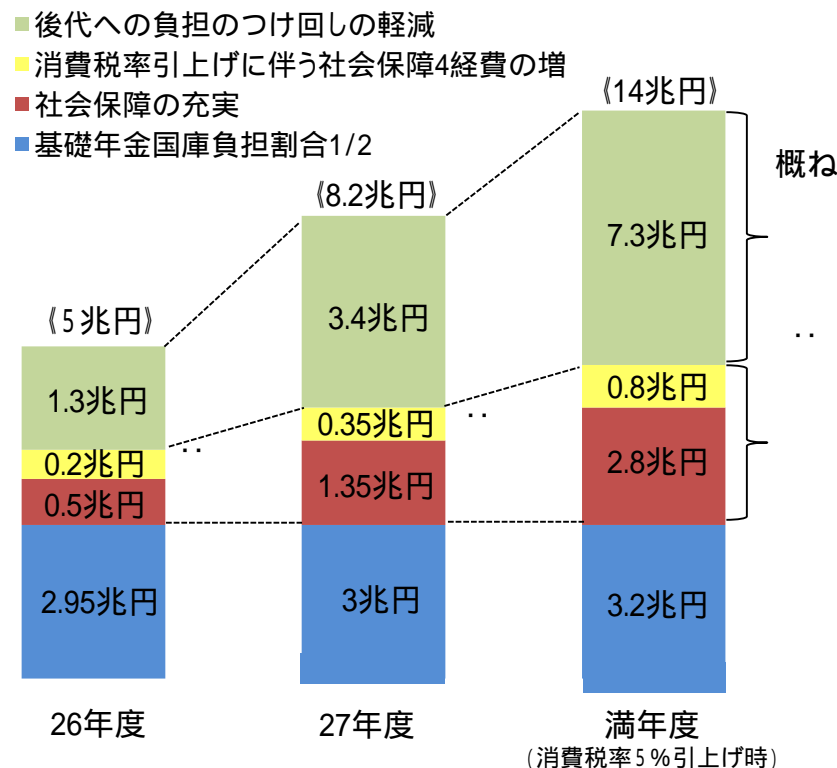
0.35兆円

後代への負担のつけ回しの軽減

- ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

3.4兆円

（参考）算定方法のイメージ



（注）金額は公費（国及び地方の合計額）である。

平成27年度における「社会保障の充実」の考え方

消費税率10%への引上げが平成29年4月に延期されたことに伴い、平成27年度の「社会保障の充実」に充てられる消費税増収分は、1.35兆円()となるため、施策の優先順位を付けることで対応する。

消費税増収分のほか、社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用し、平成27年度の「社会保障の充実」の規模は合計1.36兆円

優先的に取り組む施策

子ども・子育て支援の充実

政府を挙げて取り組んでいる「すべての女性が輝く社会の実現」にとって重要な施策であり、平成27年4月から予定どおり新制度を実施する。

市町村計画の実現に必要な「量的拡充」に加え、0.7兆円ベースの「質の向上」をすべて実施するため、約5,100億円を措置

医療・介護サービス提供体制改革の着実な実施

団塊の世代が75歳以上となり、医療・介護等の需要の急増が予想される2025年に向け、医療・介護サービス提供体制の改革を本格的に進める。

地域医療介護総合確保基金について、医療分として前年度同額の約900億円に加え、新たに介護分として約720億円を措置
介護職員について月額1万2千円相当の処遇改善に必要な約780億円を措置
認知症施策等の推進のために約240億円を措置

国保への財政支援の拡充

将来にわたり国民皆保険を堅持するため、喫緊の課題である国保制度の改革に必要な国保への財政支援を拡充し、財政基盤の強化を図る。

低所得者対策の強化のための財政支援として約1,700億円を措置するとともに、財政安定化基金の創設のために約200億円を措置

限られた財源の中で上記の対応を行うための方策

年金関係の充実(低所得者への福祉的給付、受給資格期間の短縮)について、法律の規定どおり、消費税率10%への引上げ時(平成29年4月)に実施。

介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化について、2段階に分けて実施することとし、第一弾として平成27年4月からは特に所得の低い方々を対象に一部実施し(所要額約220億円)、消費税率10%への引上げ時(平成29年4月)に完全実施。

平成27年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事 項	事 業 内 容	平成27年度 予算案			(参考) 平成26年度 予算額	
		(注1)	国分	地方分		
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	4,844	2,195	2,649	2,915	
	社会的養護の充実	283	142	142	80	
	育児休業中の経済的支援の強化	62	56	6	64	
医療・介護	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 平成26年度診療報酬改定における消費税財源の活用分	904	602	301	544	
		392	277	115	353	
	地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 消費税財源の活用による平成27年度介護報酬改定における介護職員の処遇改善等 ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	724	483	241	-	
		1,051	531	520	-	
		236	118	118	43	
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
		国民健康保険への財政支援の拡充	1,864	1,032	832	-
		被用者保険の拠出金に対する支援	109	109	0	-
		高額療養費制度の見直し	248	217	31	42
		介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	221	110	110	-
難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立等	2,048	894	1,154	298	
年金	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	20	20	0	10	
合 計		13,620	6,786	6,833	4,962	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 上記の社会保障の充実と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」(1,320億円)をあわせて一体的に、消費税増収分と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用して財源を確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分について、平成27年度は全額内閣府に計上、平成26年度は1,043億円は内閣府、304億円は厚生労働省に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(55億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(1億円)は各省庁に計上。

子ども・子育て支援の充実

子ども・子育て支援新制度の実施(27年4月施行)

所要額(公費) 4,844億円

合計(公費)5,127億円 +

平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度において、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

子どものための教育・保育給付

- ・施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費)
- ・地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)

地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。

- ・利用者支援事業
- ・延長保育事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- 等

(は待機児童解消加速化プランの取組としても位置づけ)

(参考) 子ども・子育て支援新制度における量及び質の充実

< 量的拡充 >

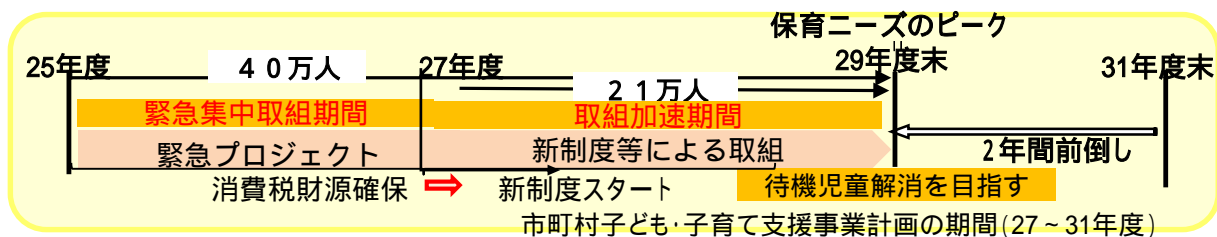
市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の計画的な事業量の拡充を図る。

< 質の向上 >

子ども・子育て支援新制度の基本理念である、質の高い教育・保育、地域の子ども・子育て支援の実現を図る。(詳細次頁)

【参考：待機児童解消加速化プラン】

「緊急集中取組期間」(25・26年度)における取組(約20万人分の受け皿を確保する予定)に加え、新制度で弾みをつけ、「取組加速期間」(27～29年度)で更に整備を進め、平成29年度末までに合わせて約40万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指す。平成27年度では、約8万人分()の受け皿を確保する予定



消費税財源を活用し、子ども・子育て支援新制度を通じて、地方自治体を強力に支援。

加速化プランの推進に必要な保育所整備費等についても、引き続き、別途適切に確保。確保する約8万人分の受け皿の一部については、前倒しして整備を行う。(26年度補正予算)

社会的養護の充実

所要額(公費) 283億円

児童養護施設等での家庭的な養育環境(小規模グループケア、グループホーム等)の推進など、質の向上を図る。
児童養護施設等の受入児童数の拡大(虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもの増加への対応)

平成27年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

子ども・子育て会議において「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された質の向上事項はすべて実施。

	量的拡充	質の向上
所要額	3,097億円	2,030億円
主な内容	認定こども園、幼稚園、保育所、 地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) 私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与 の改善(3%) 保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 研修機会の充実 小規模保育の体制強化 減価償却費、賃借料等への対応 など
	地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、 放課後児童クラブ等)	放課後児童クラブの充実 病児・病後児保育の充実 利用者支援事業の推進 など
	社会的養護の量的拡充	児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1→4:1等) 児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 民間児童養護施設等の職員給与の改善(3%) など

量的拡充・質の向上 合計 5,127億円

子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

平成27年度 予算案の主要施策

『平成26年度予算』から『平成27年度予算案』の予算体系について

平成26年度予算

内閣府

一般会計

保育緊急確保事業費 1,043億円

厚生労働省

一般会計

保育所運営費 4,581億円

特別会計

【年金特別会計 子どものための金銭の給付勘定】

児童手当 14,178億円

児童育成事業費補助金 659億円

文部科学省

一般会計

幼稚園就園奨励費補助金 339億円

私立高等学校等経常費助成費補助金
幼稚園分 338億円

平成27年度施行予定の子ども・子育て支援新制度で実施される小規模保育、利用者支援などの事業を先行的に支援することを目的として、平成26年度に内閣府において実施。

平成27年度予算案

内閣府

一般会計

子どものための教育・保育給付負担金

施設型給付費等 5,580億円
民間の認定こども園、幼稚園、保育所が対象

地域型保育給付費 350億円

小規模保育事業、家庭的保育事業
事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

子どものための教育・保育給付費補助金

認可化移行運営費支援事業 160億円
幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業

合計 6,090億円

【年金特別会計 子ども・子育て支援勘定】

児童手当等交付金 14,177億円

子ども・子育て支援交付金 942億円

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業 など

子ども・子育て支援整備交付金 143億円

放課後児童クラブ整備

合計 15,262億円

厚生労働省

一般会計

保育対策総合支援事業費補助金 285億円

保育緊急確保事業費補助金から、保育体制強化事業、民有地マッチング事業、認可化移行調査費等支援事業、認可化移行移転費等支援事業が移行。

文部科学省

一般会計

幼稚園就園奨励費補助金 323億円

私立高等学校等経常費助成費補助金
幼稚園分 303億円

- 1 上記のほか、保育所等整備に関しては、厚生労働省、文部科学省で実施される。
- 2 計数については、四捨五入の関係により端数において合計と合致しないものがある。

平成27年度内閣府予算案の主要施策

【金額は国費】

子どもを産み育てやすい環境づくり

子ども・子育て支援新制度の実施による教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所等の受入児童数の拡大、「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの拡充などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

1. 子ども・子育て支援新制度の実施【一部新規】

2兆1,352億円

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子育て支援の量及び質の充実を図る。(平成27年4月施行)

(子ども・子育て支援新制度の実施と待機児童解消に向けた取組)

【7,175億円】

子どものための教育・保育給付費負担金 (5,930億円)

- ・ 施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費)
- ・ 地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)

子どものための教育・保育給付費補助金 (160億円)

- ・ 認可を目指す認可外施設への運営費支援、幼稚園における長時間預かり保育の推進

子ども・子育て支援交付金(特別会計に計上) (942億円)

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援

- ・ 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、延長保育事業、病児保育事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 等

子ども・子育て支援整備交付金(特別会計に計上)

(143億円)

- ・ 放課後児童クラブの整備

(児童手当制度)

【1兆4,177億円】

子どものための現金給付(特別会計に計上)

- ・ 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

(参考) 子ども・子育て支援新制度における量及び質の充実(社会保障の充実)

量的拡充(待機児童解消加速化プランの推進等)

市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育、幼児教育、地域の子ども・子育て支援の事業量の計画的な拡充を図る。

質の向上

子ども・子育て支援新制度の基本理念である、質の高い教育・保育、地域の子ども・子育て支援の実現のため、以下の向上を実施する。

教育・保育関係

- ・ 3歳児に対する職員配置の改善
- ・ 職員の定着・確保のための給与の改善
- ・ 保育標準時間認定に対応した職員配置の改善
- ・ 研修機会の充実
- ・ 小規模保育の体制強化
- ・ 減価償却費、賃借料の算定 など

地域の子ども・子育て支援関係

- ・ 放課後児童クラブの充実
- ・ 病児保育の充実
- ・ 利用者支援事業の推進 など

平成26年3月28日子ども・子育て会議資料(子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の向上」について)において「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理されていた内容

1. 給付等関係

項目	内容
3歳児の職員配置の改善	3歳児の職員配置を改善(20:1 15:1)
研修の充実	保育教諭・保育士等1人当たり年間2日の研修機会を確保するための代替職員の配置
休日保育の充実	担当保育士の人件費の見直し
職員の定着・確保の仕組み(職員給与の改善、キャリアアップの推進)	私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(+3%)
保育認定の2区分に応じた対応	保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 (延長保育基本分の給付化及び非常勤保育士1人(3時間分)の加配など)
	保育短時間認定の利用者負担を、保育標準時間認定の98.3%程度(1.7%)に軽減
小規模保育の体制強化	小規模保育事業、事業所内保育事業(定員19人以下)について、認可保育所の配置基準上の定数の他に、保育士1人を配置
	地域型保育事業について、連携施設に係る経費を設定
	地域型保育事業について、障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人を配置

項目	内容
地域の子育て支援・療育支援	認定こども園において主に子育て支援を担う主幹教諭・主任保育士を専任化 幼稚園・保育所は専任化をまずは加算で実施
	地域の子育て家庭に向けた活動を実施するための活動費(主幹教諭・主任保育士を専任化する 幼稚園・保育所・認定こども園において措置)
	障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れ、主幹教諭・主任保育士等が地域関係機関 との連携や相談対応等を行う場合に、地域の療育支援を補助する者(非常勤)に係る人件費を 加算(障害の程度に応じて加配)
小学校との接続の改善	公立幼稚園における先行的取組と同様に、小学校との接続を見通した活動を行う私立幼稚園・ 保育所・認定こども園における保幼小連携の取組を推進(事務経費を支援)
減価償却費、賃借料等への対応	施設整備費補助金対象外の法人や賃貸方式の施設・事業に対し、減価償却費等の一部を給付 に上乗せ
事務負担への対応	直接契約施設である私立幼稚園、認定こども園に保育料の徴収等を行う事務職員(非常勤)を 追加で配置(幼稚園・認定こども園:週2日)
施設長、栄養士、その他の職員の配置	栄養士に嘱託し、アレルギー対応や低年齢児の栄養管理、食事支援等の食育を推進する取組 を実施する幼稚園・保育所等・認定こども園に対する費用の措置
第三者評価等の推進	第三者評価等の受審費用の支援(5年に1度の受審(半額補助))

2. 地域子ども・子育て支援事業関係

項目	内容
放課後児童クラブ事業の充実	「小一の壁」の解消 (18時半を超えて開所するクラブに対し、取組内容に応じて常勤職員1名を配置するための追加費用又は非常勤職員1名の処遇改善に必要な費用のいずれかを支援)
	5人以上の障害児を受け入れた場合に、障害児対応職員1名を追加配置
	19人以下のクラブについて、非常勤職員1名を追加配置
一時預かり事業の充実	幼稚園型一時預かり事業の補助単価の改善(小規模園への配慮等)
病児保育の充実	基本分の補助単価の改善(病児対応型・病後児対応型) 利用の少ない日においては地域の保育所等への情報提供や巡回等を実施
	看護師等1名以上配置により事業を実施可能とする(体調不良児対応型) 現在は原則として2名以上配置の施設を対象に補助
利用者支援事業	教育・保育、地域の子育て支援の利用についての情報提供、相談、助言、関係機関等との連絡調整等を行う職員を配置(3中学校区に1箇所程度)
実費徴収に伴う補足給付事業	生活保護世帯に対する学用品、通園費、給食費等の半額の補助
多様な主体の参入促進事業	認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員を配置
	認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ支援(私学助成対象外の施設)

3 . 社会的養護関係

項目	内容
社会的養護の充実	児童養護施設等の職員配置基準の改善(5.5:1 4:1等)
	児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置(平成27年度から15年かけて全施設で実施)
	小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加
	民間児童養護施設の職員給与等の改善 (+3%)

参 考 资 料

「子どものための教育・保育給付」について

一般会計（内閣府）

事業内容等

【事業内容】

平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度において、支給認定を受けた小学校就学前の子どもが民間の認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する際に給付される「施設型給付」・「委託費」と、家庭的保育事業、小規模保育事業等の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法上に位置付けた上で給付される「地域型保育給付」を給付することで、子ども・子育て支援の充実を図る。

【実施主体】

市町村（特別区含む）

給付内容等

平成27年度予算案 6,090億円

子どものための教育・保育給付費負担金（施設型給付費等）

幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付（負担金）

私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする。

公立の認定こども園、幼稚園、保育所は、地方財政措置。【補助率 国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4】

子どものための教育・保育給付費負担金（地域型保育給付費）

市町村による認可事業（地域型保育事業）である「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」及び「事業所内保育事業」に対する給付

【補助率 国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4】

子どものための教育・保育給付費補助金

認可を目指す認可外保育施設への運営費支援、幼稚園における長時間預かり保育の推進

【補助率 国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4 国：1/2、指定都市・中核市：1/2】

平成27年度における児童手当制度について

年金特別会計子ども・子育て支援勘定（内閣府・厚労省共管）

制度の目的	家庭等の生活の安定に寄与する 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する						
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)	所得制限 (夫婦と児童2人)	所得限度額（年収ベース） ・960万円未満				
手当月額	0～3歳未満 一律15,000円 3歳～小学校修了まで ・第1子、第2子:10,000円 ・第3子以降 :15,000円 中学生 一律10000円 所得制限以上 一律5,000円（当分の間の特例給付）	受給資格者	監護生計要件を満たす父母等 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等				
		実施主体	市区町村(法定受託事務) 公務員は所属庁で実施				
		支払期月	毎年2月、6月及び10月（各前月までの分を支払）				
費用負担	児童手当等の財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金で構成されている。 事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率（平成25年度：1.5/1000）を乗じて得た額。						
		被用者		非被用者	公務員		
	0歳～3歳未満	特例給付	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10
		児童手当	事業主 7/15	国 16/45 地方 8/45	国 2/3	地方 1/3	
3歳～ 中学校修了前	特例給付	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10	
	児童手当	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3		
財源内訳 (27年度 予算案)	[給付総額] 2兆2,299億円 (2兆2,356億円) ()内は前年度予算額		(内訳) 国負担分 : 1兆2,356億円 (1兆2,377億円) 地方負担分 : 6,178億円 (6,188億円) 事業主負担分 : 1,821億円 (1,801億円) 公務員分 : 1,944億円 (1,990億円)		[支給対象児童数 1,694万人]		
その他	保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能 (いずれも市町村が実施するかを判断)						

子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、扶養控除の廃止の影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとされている。特例給付の在り方についても、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとされている。

子ども・子育て支援交付金について

年金特別会計子ども・子育て支援勘定（内閣府・厚労省共管）

事業概要等

【事業概要】

市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施される利用者支援事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ、）一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対し、事業を実施するために必要な費用に充てるため交付金を交付する。

妊婦健診については従前どおり（市町村10 / 10）

【実施主体】

市町村（特別区含む）

【補助率】

1 / 3（都道府県：1 / 3、市町村：1 / 3）

従来の指定都市及び中核市を対象とする費用負担の大都市特例（都道府県に負担を求めず全額市負担とする仕組み）については廃止。

対象事業等

平成27年度予算案 942億円

利用者支援事業【一部新規】
延長保育事業【一部新規】
実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】
多様な主体の参入促進事業【一部新規】
放課後児童健全育成事業【一部新規】
子育て短期支援事業
乳児家庭全戸訪問事業

養育支援訪問事業
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
一時預かり事業【一部新規】
地域子育て支援拠点事業
病児保育事業
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子ども・子育て支援整備交付金について (旧放課後児童クラブ整備費)

年金特別会計子ども・子育て支援勘定（内閣府・厚労省共管）

事業概要

市町村が、子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画及び放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

平成27年度予算(案)における主な内容

整備箇所数 1,096か所

資材費・労務費等の上昇を踏まえた補助基準額の引上げ

学校敷地内等に整備する場合の補助基準額の新設（「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実）

一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進を図るため、放課後子供教室を実施する小学校の敷地内又は当該小学校隣接地に放課後児童クラブを設置する場合に、補助基準額引上げによる補助を行う。

実施内容等

【実施主体】

市町村(特別区含む)

【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人

【補助率】

1 / 3 (大都市特例なし)

〔 国:1 / 3 都道府県:1 / 3 市町村:1 / 3
国:2 / 9 都道府県:2 / 9 市町村:2 / 9 社会福祉法人等:1 / 3 〕

平成27年度予算案 143億円